

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和7年4月28日

月曜日

第5368号

目次

告 示	
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	1
○指定公金事務取扱者の指定	3
○土地改良区の定款変更の認可	4
○管理規程の認可	6
○土地区画整理組合の事業計画の変更	
公 告	
○随意契約の相手方等の公示	7
○落札者等の公示	8

~~~~~  
告 示  
~~~~~

## 富山県告示第197号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農地整備事業）（横山地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農地整備事業）（横山地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年4月28日から

令和7年5月29日まで

3 縦覧の場所

入善町役場

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第198号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設））（黒東合口地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設））（黒東合口地区）計画書の写し

### 2 縦覧の期間

令和7年4月28日から

令和7年5月29日まで

### 3 縦覧の場所

入善町役場、朝日町役場

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第199号

### 指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
東京都世田谷区奥沢八丁目3番2号  
ディアンドデパートメント株式会社
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
富山県刊行物センター運營業務及び刊行物有償頒布業務における物品売払代金の徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和7年4月1日

### 富山県告示第200号

土地改良区の定款変更の認可について

氷見市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、令和7年4月21日認可した。

令和7年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県告示第201号

土地改良区の定款変更の認可について

大門町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、令和7年4月21日認可した。

令和7年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県告示第202号

土地改良区の定款変更の認可について

立山町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、令和7年4月21日認可した。

令和7年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県告示第203号

土地改良区の定款変更の認可について

---

高岡市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年4月21日認可した。

令和7年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県告示第204号

土地改良区の定款変更の認可について

小矢部市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年4月21日認可した。

令和7年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県告示第205号

土地改良区の定款変更の認可について

庄西用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年4月21日認可した。

令和7年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県告示第206号

土地改良区の定款変更の認可について

鷹栖口用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年4月21日認可した。

令和7年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県告示第207号**

管理規程の認可について

氷見市土地改良区から申請のあった桑院ため池管理規程については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、令和7年4月21日認可した。

令和7年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県告示第208号**

土地区画整理組合の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により砺波市出町東部第3土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 組合の名称

砺波市出町東部第3土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和2年10月7日から令和10年3月31日まで

3 施行地区

砺波市杉木字狐川原及び太郎丸字鍋島の各一部

4 事務所の所在地

砺波市広上町4番16号

5 設立認可の年月日

令和2年10月7日

6 変更認可の年月日

令和7年4月28日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**随意契約の相手方等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 13 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 28 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

IC カード化運転免許証作成装置用消耗品 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 3 月 27 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 DNP アイディーシステム  
東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号

5 随意契約に係る契約金額

新規用カード（緑）	752,400円
一般用カード（青）	752,400円
優良用カード（金）	752,400円
運転経歴証明書カード	209,836円
高速型用インクリボンセット	220,704円
追加備考紙	4,290円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第 11 条第 1 項第 2 号に規定する既調達物品等につき、交換部品その他

既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため。

## 落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和7年4月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

富山県庁情報通信網（庁内LAN） ノート型パソコン 1,111台

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和7年3月19日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社インテック 富山市牛島新町5番5号

5 落札金額

108,890,760円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年2月14日